

資料

【議題3】

新異ランチの再設置について

平成28年度 第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成28年6月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

新巽ブランチの再設置について（案）

1．議題

総合相談窓口（ブランチ）の再設置にかかる承認について

2．再設置地域

生野区 巽圏域 新巽地域（新巽中学校区）

3．受託者選定方法

選定部会開催要綱に基づき、選定部会において実施する。

4．再設置時期

平成 29 年 4 月（予定）



< 参考 >

1 総合相談窓口（ブランチ）とは

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるように、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供できるよう、地域包括支援センターと連携して「地域包括ケア」を進めることを目的とする介護保険法に基づく相談窓口。

（1）実施形態

圏域を担当する地域包括支援センターから総合相談支援業務の一部として委託し実施する。

（2）実施内容

- ・総合相談支援業務、権利擁護業務（担当地域：おおむね1中学校区）
- ・業務については社会福祉士等の専門職が行う。

（3）設置の考え方

住民の身近なところで総合相談が確保されるよう、おおむね中学校区ごとに地域包括支援センターまたはブランチを設置。

2 新巽ブランチの経過

- ・平成 27 年 1 月 20 日付けで新巽ブランチの受託法人から業務受託辞退の申し出があった。
- ・生野区地域包括支援センター運営協議会において、平成 27 年 4 月 1 日から当面の間、新巽地域の総合相談支援体制は、巽地域包括支援センターが担うこととし、今後の新巽地域のブランチ体制のあり方については、引き続き検討していくこととなった。
- ・平成 27 年 3 月 23 日大阪市地域包括支援センター運営協議会にて承認。ブランチ設置の場合は、選定部会開催要綱に基づき、受託法人を選定することを確認した。
- ・平成 27 年度第 4 回生野区地域包括支援センター運営協議会において、新巽地域の相談支援について、27 年度は巽包括にて適正に運営されており、28 年度は引き続き巽包括で担当することとするが、ブランチをあらためて設置する方向で福祉局に諮っていくこととされ、市運営協議会に対し報告があった。